

(大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書)

名古屋大学総長 殿

2022年 9月 1日

私は、名古屋大学における修学の支援に関する法律による授業料等減免の継続を申請します。

対象：2019年度以前から在学生の者

- ◆ 申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構を通じ、名古屋大学が日本学生支援機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び日本学生支援機構が名古屋大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

フリガナ	シロヤマ サクラ	入学年月	2019年 4月	入学・編入学・転入学
氏名	城山 桜	生年月日	(西暦) 2000年 5月 3日生 (21 歳)	
現住所	〒 464 - 8601 愛知県名古屋市千種区不老町1-1-1 松郷マンション505号室			
電話番号	090-3456-7891	東海国立大学機構 メールアドレス	shiroyama.sakura.●● @s.mail.nagoya-u.ac.jp	
所属学部・学科等	〇〇学部〇〇学科	学生番号 (9桁)	151985274	
申請者	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報			
	給付奨学金の奨学生番号	500-04-000000		
	名古屋大学の授業料免除 (2019年度以前入学者はいずれかの □ に ✓ 印を付けてください。2020年度以降入学者は記入不要です。)			
	★ 2019年度以前入学者のみ申請可能です。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する	名古屋大学の授業料免除とは、2019年度以前入学の学生等のうち、新制度の対象外の学生又は新制度により免除額が減少する学生について、経過措置として、これまでと同様の支援が可能となるよう、現行の授業料免除制度を併せて適用する制度です。		
	<input type="checkbox"/> 申請中(後)	日本学生支援機構給付奨学生の授業料減免額が名古屋大学の授業料減免額を下回った場合、名古屋大学の授業料減免結果を最終結果とします。		
	<input type="checkbox"/> 変更申請	(例) ・日本学生支援機構:1/3免除 ・名古屋大学:全額免除 ⇒ 最終授業料免除結果:「全額免除」		
	<input type="checkbox"/> 申請しない	⇒ 最終授業料免除結果:「半額免除」 ・日本学生支援機構:支援対象外 ・名古屋大学:半額免除 ⇒ 最終授業料免除結果:「半額免除」		

イ 日本学生支援機構の給付奨学金の欄を記入できない場合

ロ 申請書に記載された内容と異なる授業料等減免の適用がないように処理します。

ハ 日本学生支援機構の給付奨学金の欄に「支援対象外」と記入してください。提出後、変更が認められない可能性があります。

二 日本学生支援機構の給付奨学金の欄に「支援対象外」と記入してください。提出後、変更が認められない可能性があります。

【注意】

2019年度以前入学者だからといって、この「名古屋大学の授業料免除」を必ず申請する必要はありません。その場合は日本学生支援機構の支援区分に応じた授業料減免が適応されます。

以下のような学生も本様式を提出してください。

採用時～2021年9月は「支援区分 I or II or III」。

2021年9月以降支援区分見直しにより「支援区分対象外(2021年10月～2022年9月)」。

よって、2022年4月～9月は授業料減免の対象ではない。

提出先:学生支援課(学生支援棟1階) 提出〆切日:9月20日(月)必着